

経営形態の比較

資料6

H20.7.30
検討会事務局

区分	地方公営企業（現行：全部適用）	公 設 民 営			
		指定管理者方式		P F I方式	
特徴及び留意点	地方公共団体が経営する企業であり、住民生活に必要な公共的サービスを提供し、料金収入により、原則として独立採算で運営されるもの。	代行制	利用料金制	BTO	BOT
				施設の管理運営を包括的に外部委託するものであり、民間事業者にも委託可能。地方団体は、指定管理者の選定や指定管理者と締結する協定を通じ適正な管理を維持しつつ民間事業者等のノウハウを幅広く活用し、サービスの向上や効率化を図ることが期待できるもの。	
		(代行制) ・利用料金制を採らない方式 料金収入は、地方公共団体が収入として収受(指定管理者に料金の収納業務を行わせるかは団体の判断による。)	(利用料金制) ・指定管理者が料金を収入として収受する方式 公の施設に関する権限を指定管理者に委任して代行させる。	PFI事業者が施設を建設(Build)した後、施設の所有者を行政に移管し(Transfer)た上で、PFI事業者がその施設の運営(Operate)を行う方式	PFI事業者が施設を建設(Build)し、契約期間にわたり管理運営(Operate)を行って、資金回収をした後、行政にその施設の所有権を移管(Transfer)する方式
根拠法	・地方公営企業法 ・地方公営企業等の労働関係に関する法律	・地方公営企業法 ・地方自治法第244条の2第3項等 ・(同項に基づく)条例等	・地方自治法第244条の2第3項等 ・(同項に基づく)条例等	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	
法人格	・地方公共団体の一部(独立の法人格なし)		・あり(指定管理者が行う事業として法人格を有する)	・地方公共団体の一部(独立の法人格なし)	・あり(PFI事業者が行う事業として法人格を有する)
設立団体	地方公共団体	地方公共団体		(行政と民間事業者との契約)	
設立要件	・条例の制定(公企法4条) (設置及び経営の基本に関する事項)	・地方自治法244条の2第3項に基づく条例で定める事項(指定の手續、管理の基準、業務内容等)を満たすこと。 ・議会の議決を経て指定(自治法244条の2第6項)		民間事業者等の選定 公共施設等の管理者等は、基本方針(内閣が決定)及び実施方針(当該管理者等が決定)に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定する(PFI法6条) 公共施設等の管理者等は、特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定(PFI法7条)	
施設所有者 実際に施設の管理 を行うもの	地方公共団体	地方公共団体	指定管理者	PFI事業者	PFI事業者(契約に基づく)

区分	地方公営企業（現行：全部適用）	公 設 民 営			
		指定管理者方式 代行制	利用料金制	BT0	PFI方式 BOT
事業法上の事業者	地方公共団体	指定管理者	指定管理者	地方公共団体、PFI事業者	
設立団体の長の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者の任命、罷免、懲戒処分（法7条の2） ・予算の調製、議案の提出等（法8条） ・住民の福祉を確保するとき等の指定（法16条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者（議会の議決を経て）指定（自治法244条の2第3項） ・毎年度終了後の（指定管理者が作成する）事業報告書の受理（自治法244条の2第7項） ・指定管理者が（条例の定めるところにより）定める利用料金の承認（自治法244条の2第9項） ・管理の適用を期するための管理業務又は経理の状況の報告徴収、調査、指示（自治法244条の2第10項） ・指定の取り消し、管理業務の停止命令（自治法244条の2第11条） 指定は、期間を定めて行う（当該期間終了時の指定見直しの機会となるもの。）（自治法244条の2第5項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理者等は、基本方針にのっとり実施方針を策定（PFI法5条） ・公共施設等の管理者等は、基本方針（内閣が決定）及び実施方針（当該管理者等が決定）に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定（PFI法6条） ・公共施設等の管理者等は、特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定（PFI法7条） ・公共施設等の管理者等は、民間事業者等の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表（PFI法8条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の管理者等は、基本方針にのっとり実施方針を策定（PFI法5条） ・公共施設等の管理者等は、基本方針（内閣が決定）及び実施方針（当該管理者等が決定）に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定（PFI法6条） ・公共施設等の管理者等は、特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定（PFI法7条） ・公共施設等の管理者等は、民間事業者等の選定を行うに当たっては、客観的な評価を行い、その結果を公表（PFI法8条） 	
議会の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・設置等に係る条例制定（法4条） ・予算の議決（法24条） ・決算の認定（法30条） ・料金（使用量に該当するもの）に係る条例の制定（自治法228条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第244条の2第3項に基づく条例（指定の手續、管理の基準、業務内容等）の制定 ・指定に係る議会の議決（自治法244条の2第6項） ・地方自治法第244条の2第9項に基づく条例（利用料金）の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について一定の基準に該当する場合には、議会の議決が必要（PFI法9条） 		
運営責任者	事業管理者 ・地方公共団体の長が任命（任期：4年） 地方公務員	指定管理者（事業法上の事業者）	事業管理者 非公務員	PFI事業者	
職員の身分					
職員の定数管理	条例で定める	指定管理者の定めるところによる			
労使関係	<ul style="list-style-type: none"> ・団結権：あり ・団体交渉権：あり ・争議権：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・団結権：あり ・団体交渉権：あり ・争議権：あり 			
職員の給与	<ul style="list-style-type: none"> （給与の基本原則：法38条） ・その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務内容と責任に応ずるもの ・職員の発揮した能力を十分に考慮（給与の決定原則：法38条） ・生計費 ・同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を考慮 ・当該地方公営企業の経営の状況等を考慮（決定） ・給与の種類及び基準の条例制定（法38条） 	指定管理者の定めるところによる			

区分	地方公営企業（現行：全部適用）	公 設 民 営		
		指定管理者方式 代行制	利用料金制	P F I方式 BT0 BOT
地方自治法の財務規定の適用	・あり ・予算単年度主義	・なし		
契約関係	・地方自治法等に基づく	・特別な法制なし		・特別な法制なし
会計制度	公営企業会計制度（公営企業法令に基づく）		企業会計原則	公営企業会計制度（公営企業 企業会計原則法令に基づく）
予算編成	事業管理者が予算原案を作成して、地方公共団体の長に送付し、長が調整して議会に提出する	指定管理者が事業計画を作成し、地方公共団体と協議する		
決算	・管理者の調製、事業報告書等の長への提出 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の認定（法30条）	・指定管理者は、毎年度終了後、管理業務に関し事業報告書を作成し、地方公共団体に提出（自治法244条の2第7項）		（地方公共団体が事業者の場合に限る） ・管理者の調製、事業報告書等の長への提出 ・監査委員の審査後当該委員の意見をつけ、議会の認定（法30条）
経営の原則	独立採算原則（法17条の2 ）に基づき、地方公共団体が負担すべき経費以外は原則として料金による収入により運営	全て利用料金で賄う場合 地方公共団体からの負担金、委託料等を含めた形で賄う場合		サービス購入型（公共部門が民間事業者に対価を支払う） ジョイント・ベンチャー型（ 、 の折衷型） 独立採算型（利用者から直接料金を徴収）
資金調達手段	・国庫補助金（地財法10条の2、16条等） ・特定の経費につき一般会計等からの出資、貸付、負担金、補助金等（公企法17条の2 等） ・企業債（地財法5条1号） ・料金（公企法21条）			PFI事業者が自ら資金調達する場合 地方公共団体が資金調達する場合（通常の直営の場合と同様の起債） 及び の混合型
財政措置	・国繰出基準に基づく地財措置 ・企業債の元利償還に係る地方交付税措置等〔繰出金の原資となる〕（H18.3.31総務省自治財政局公営企業課事務連絡） 【県が病院の設置主体の場合】 （県分：普通交付税） 主なもの ・病床1床当たり：489千円（病床数300床の場合：@489千円×300床＝146,700千円） ・企業債の元利償還に係る措置：元利償還金に対する措置率：22.5% （県分：特別交付税） 主なもの ・救急告示病院（Cランク）：6,000千円（1病院当り）			・通常の地方公営企業に対する財政措置と同等の措置（H12.3.29自治調25号）
【H19年度】主な交付税措置の内容 十日町病院、松代病院に係るものを抜粋	その他、へき地医療、災害拠点病院関係等の地方交付税措置あり。 【市が病院の設置主体の場合】 （市分：普通交付税） 主なもの ・病床1床当たり：489千円（病床数300床の場合：@489千円×300床＝146,700千円） ・企業債の元利償還に係る措置：元利償還金に対する措置率：50%程度（十日町市は、過疎地域であるため過疎対策事業債での対応が可能であり措置率は高くなる） （市分：特別交付税） 主なもの ・救急告示病院（Cランク）：17,300千円（1病院当り）			
	その他、へき地医療、災害拠点病院関係等の地方交付税措置あり。			

経営形態の評価(法制度等による比較)

検討会事務局作成

区分	地方公営企業法	指定管理者制度	
	全部適用：現行	代行制	利用料金制
予算の自由度			
定数の自由度			
経営の自由度(スピード)			
人事・給与制度の自由度			
契約手法の多様化			
事務職員の育成			
病院職員の意識改革			
財政支援			
繰出基準の適用(国)			
交付税措置(国)			

財政支援については、指定管理者制度は現行(地方公営企業法[全部適用])と同制度の適用あり。

(その他)PFIについては、建設コストは、民間ノウハウの活用で県が施行するより低額となる可能性があるが、運営については、リスク分担、追加負担等の課題があり、単純に比較できないため省略した。今後、新十日町病院の公設民営化を検討する中でPFIについても、従来の方式に比べ総事業費を削減できるか(VFM)等について検討する。